



「監査上の主要な検討事項」の適用セミナー ～「監査上の主要な検討事項」の 早期適用事例分析レポート」を踏まえて～

ながつか げん
日本公認会計士協会 監査基準委員会委員長 **長塚 弦**

去る2020年12月1日、日本公認会計士協会ホールにおいて、「監査上の主要な検討事項」の適用セミナー」が開催された。日本公認会計士協会では、2020年10月8日付けで監査基準委員会研究資料第1号「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」(以下「研究資料」という。)を公表しているが、本セミナーでは、研究資料を踏まえ、監査上の主要な検討事項(KAM)の制度趣旨を再確認するとともに、早期適用事例の紹介、今後の強制適用時における留意事項等について、具体的な解説が行われた。本セミナーには、中山清美氏(日本公認会計士協会KAM分析チームリーダー)、関口智和氏(日本公認会計士協会KAM分析チームサブリーダー)、結城秀彦氏(日本公認会計士協会常務理事)、廣川朝海氏(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会委員長)、石原鉄也氏(日本公認会計士協会KAM分析チームメンバー)の5人が講師として、また、志村さやか氏(日本公認会計士協会常務理事)が司会者として参加した。講師は、研究資料の公表に関わったKAM分析チームのメンバーであるとともに、所属する監査法人の品質管理担当者でもあることから、KAMの導入に際しての課題や留意点等について、監査の当事者の立場から実務的かつ具体的な説明が行われた。

本誌では、本セミナーに参加できなかった方々のために、当日の様様を報告する。なお、本セミナーは、会員向けにCPE Onlineにおいてe-learningが用意されているため、具体的な早期適用事例に沿った詳細な解説を含むセミナーの全体像については、そちらをご覧ください。

1. 開会の挨拶

最初に志村氏から、開会の挨拶とともに、本セミナーの開催趣旨に関して、次のような説明がなされた。

KAMは、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることを目的とするものである。また、監査先の企業においては、コーポレート・ガバナンスの強化や開示制度の様々な取組みと連動して、企業のリスク・マネジメントに資することが期待されている。したがって、KAMの導入においては、企業とコミュニケーションを行い、十分な理解を得ることが重要となる。監査品質の向上、そして、監査の価値に大きく関連し、貢献するKAMについて、強制適用に向けた一層の準備を行っていただくよう、お願いする次第である。



志村 さやか氏

2. KAMの制度概要と 早期適用事例の全体像

続いて、中山氏から、KAMの制度の再確認と早期適用事例の全体的な傾向等に関して、次のような説明がなされた。

2018年7月の監査基準の改訂に伴い、

日本公認会計士協会ではKAMに関連する実務指針等を公表してきたが、KAMの早期適用が行われたことを受けて、2020年10月に研究資料を公表した。研究資料は、2020年3月期までの金融商品取引法監査においてKAMが早期適用された企業について、9月末までに公表された有価証券報告書を対象に分析を行っている。KAMの早期適用企業は上場会社を中心に48社であったが、2021年3月期の強制適用に向けて参考となる事例が多数あった。

KAMを通じて監査の透明性及び監査報告書の情報価値の向上を図ることが、監査人にとっての大きな目的となっている。個々の監査人が、その趣旨を十分に理解し、年度監査のスタートから意見表明まで、1年間の監査スケジュールの中で積極的に取り組んでいただきたい。

これまで、リスク評価やリスク対応手続の実施といった監査のプロセスに関する情報は、短文式・定型文の監査報告書には具体的に記載されていなかった。このプロセスに関する情報を提供するのがKAMとなっている。KAMを検討する過程で、監査人とガバナンスを担う監査役等、財務諸表作成者である経営者との間で、コミュニケーションを通じたリスク認識の共有を図ることが期待できる。

一方、KAMは企業の開示を代替するものではないため、企業の開示の不足をKAMが補うことはなく、また、個別の事項に対して意見表明を行うものではないことに十分留意いただきたい。なお、財務諸表に関連する注記がある場合、注記事項への参照を付すことになっている。

また、KAMに決定した理由に関しては、ごく一般的な内容ではなく、なぜこの企業の監査においてこのKAMを決定したのかについて、企業の特定の状況に直接関連付けて記載する。監査上の対応につ

いても、監査基準や監査基準委員会報告書等に記載されていることをそのまま書くのではなく、具体的な状況に直接関連付けて記載することに留意が必要である。



中山 清美氏

なお、監査役等と協議した事項の全てをKAMの対象とするのではなく、その中で特に重要なものに絞り込むことになるが、特に重要であるかどうかは当該監査における相対的重要性に基づいて判断する。企業によってその重要性は異なるので、同業種の企業で比較しても、同じ項目が全ての企業でKAMとして選定されるわけではなく、企業の規模や業績等の個々の状況によって相対的な重要性は変わること留意が必要である。

次に、早期適用事例の全体的な傾向として、早期適用企業の属する業種に関してはかなり偏りがあり、金融や電気機器等が多い一方、早期適用企業が全くない業種も多数あった。また、KAMの対象となった監査領域に関しては、もともと想定していたとおり、会計上の見積りに関する事項が多かった。連結財務諸表の監査に関しては、固定資産やのれんの評価についてのものが多く見受けられたが、個別財務諸表の監査においては、関係会社株式の評価がKAMとして多数選定されている。



KAMの個数に関しては、連結財務諸表に適用される会計基準(日本基準、IFRS、米国会計基準)にかかわらず、平均して2個から3個の間であった。また、個別財務諸表に関しては平均1.3個となっていた。

3. KAMの早期適用事例と強制適用に向けた留意事項

(1) KAMの記載と企業の開示情報との関係

引き続き、中山氏から、KAMと企業の開示情報との関係等について、早期適用事例を踏まえた解説が行われた。

KAMに関連した財務諸表の注記等の開示がない場合、監査人は、経営者に対して追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議することが適切である。なお、企業が財務諸表以外の手段で公表しているものについても、未公表情報には含まれないことに留意が必要である。例えば、適時開示等で企業が公表している情報は、全て公表情報となる。

一方、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正にともない、順次、有価証券報告書における記述情報の充実が図られている。特に、事業等のリスクや経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)の記載内容は、年々充実している。企業は、事業等のリスクとして、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業に与える影響の内容、対応策の説明等を記載するが、会計上の見積りや見積りに用いた仮定に関しても、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識を記載するようになってきている。こうした記述情報の充実が2020年3月期以降に図られているため、これを踏まえてKAMの記載を検討する

ことができると考える。

また、2021年3月期から会計上の見積りの開示に関する会計基準が適用されることで、会計上の見積りに関する注記の開示が充実することになる。これは、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容に関して、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的としている。監査人の監査において、こうした開示は、KAMを記載する上で非常に有用であると考えている。

企業の未公表情報の取扱いに関しては、守秘義務との関係で論じなければならない。当然、監査人は守秘義務を負っているため、通常は未公表情報を開示することはないが、KAMを記載する上でどうしても未公表情報に触れなければならない場合がある。協議を経た上で経営者がこれを開示しない場合は、監査人が監査基準に基づいて正当な注意を払っている限り、職業的専門家としての判断において、未公表情報をKAMに記載することは、守秘義務が解除される正当な理由に該当する。したがって、KAMを記載する上で必要な場合、監査人は、未公表情報であっても、これをKAMに記載することは可能であるとの制度上の建付けとなっている。

KAMに未公表情報を記載せざるを得なかった事例は、2017年に日本公認会計士協会が行ったKAMの試行検討時には、特に日本基準の財務諸表に対する監査では41個中18個のKAMが該当した。すなわち、開示情報の不足等により、半数近くのKAMが未公表情報を記載せざるを得ない結果であった。今回のKAMの早期適用事例に関して、未公表情報の記載の有無について監査人にアンケート調査を行っている。その結果、日本基準の財務諸表に対する監査で、54個中

1個のKAMのみがこれに該当した。背景として、監査人と経営者及び監査役等との間で追加的な開示に関する協議が行われ、有価証券報告書における追加的な開示がなされた結果、未公表情報をKAMで触れなければならないケースはごくまれであったものと考えられる。例えば、事業等のリスクにのれんの減損の可能性を記載したり、MD&Aに会計上の見積りの前提条件等を記載したり、個別財務諸表の有価証券注記に関係会社株式の特定の銘柄の投資簿価を記載する等のように、企業も開示を充実した事例が見受けられた。KAMの強制適用時においても、監査人が企業と協議する中で開示の充実を促すことにより、KAMにおいて未公表情報に触れなければならないケースは、ほとんどないものと期待している。

(2) KAMの記載内容

続いて、具体的なKAMの記載内容に関して、廣川氏から次のような説明がなされた。



廣川 朝海氏

KAMの記載形式としては、ほとんどの事例で、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の例示に準じて、左側にKAMの内容及び決定理

由を、右側に監査上の対応を記載した左右対称比較表の形式をとっていた。企業によっては上半分に内容及び決定理由を記載し、下半分に監査上の対応を記載しているものもあった。

また、監査領域別にみた場合、会計上の見積りに関するKAMが多い中で、見積りに関連しない収益認識やITシステム等に関する早期適用事例も見受けられる。なお、個別財務諸表の監査報告書では、純粋持株会社等の事例を除き、KAMの記載がない事例は見受けられなかった。

一方、KAMの対象項目の金額記載に関しては、個別性の高い組織再編に関するKAMでは対象金額が特定されていたが、のれんや関係会社株式の評価のKAMにおいては、特に日本基準の財務諸表の場合、個々の投資先に関する金額の注記記載がないことから、KAMにも記載していない事例が多かった。今後、個別具体的な形で金額を示すことは有用であり、記述情報の充実も含め、企業の情報開示について、企業とのコミュニケーションを一層深めて行くことが必要である。

また、早期適用事例における監査上の対応の記載について、「監査人による手続の結果に関連する記述」又は「当該事項に関する主要な見解」の記載を含む事例は見受けられなかった。一方、専門家の業務の利用に関しては、単に専門家を利用した旨だけでなく、具体的な記述を行っていた事例が多く見受けられた。こうした個別具体的な記載を含むKAMが、利用者の期待に沿うものと考えられる。

(3) 会社法の監査報告書におけるKAMの記載

早期適用事例においては、会社法の監査報告書にKAMを記載した企業が1社

あった。関口氏から、会社法の監査報告書へのKAMの記載に関する論点について、解説が行われた。

企業会計審議会において、当初は会社法の監査報告書にもKAMを記載する方向で検討がなされていたものの、実務的な負荷が大きい等の理由で、当面、見送りになった。しかしながら、早期適用企業の中に、会社法の監査報告書にKAMを記載した企業が1社含まれており、監査チームを通じて課題や対応について概要をうかがっている。

会社法の監査報告書にKAMを記載したきっかけは、株主に対して説明責任を果たすという観点からの監査役等の強い要望であり、それを踏まえて監査チーム及び経営者側でも前向きに対応することになったようである。監査役等としても、監査人が何に注目し、監査役等と議論したかを明らかにすることは、監査人が実施する監査の相当性の判断においても重要であることから、会社法の監査報告書におけるKAMの記載につながったようである。経営者側からも、株主・投資家等のステークホルダーに対して、有用かつ適時な企業情報の開示を一貫して行うことができるという観点から支持を得たとのことである。

一方、会社法の監査報告書にKAMを記載することを検討していたものの、結果的に取りやめた事例も複数見受けられた。その理由の1つとして、計算書類や事業報告の開示が限定的である点が挙げられており、会社法の監査報告書において実際にKAMを記載しようとすると、開示に含まれていない未公表情報に触れざるを得ないことが多く想定されていた。また、KAMに関連する開示だけを充実させると、計算書類等の中で、該当部分だけが突出して詳細になる可能性があり、それ以外のことも含め広範な影響が

想定されていた。会社法の監査報告書にKAMを記載した企業においては、事業報告や計算書類における開示の充実に向けて、経営者も精力的に取り組んでおり、こうした企業の意識が伴わないと、会社法の監査報告書へのKAMの記載は難しいと感じている。

当年の監査におけるKAMが、当年の株主総会において、株主に情報として届くための手段としては、会社法の監査報告書へのKAMの記載のほかに、有価証券報告書を株主総会前に提出することが考えられる。早期適用企業において、これを実施した企業は4社あった。なお、これらの企業の株主総会において、株主からKAMに関する質問は受けなかったようであるが、強制適用年度においては、株主からの質問を受ける企業が出てくる可能性はあるため、一定の準備は必要だと考えられる。



関口 智和氏

(4) 特徴的な事例(監査人・財務諸表利用者)

続けて、KAMの早期適用事例の中から、特徴的な事例及び財務諸表利用者の観点から有用と認識された事例に関して、結城氏から紹介がなされた。

特徴的な事例として、研究資料では3



つの事例を取り上げている。1つは監査に影響を及ぼす要因に着眼して、関連する複数の勘定科目に係る会計処理に関する事項をKAMの対象項目として記載している事例(三井物産(株))である。次に、KAMの前提として監査役等とコミュニケーションを行った主要な監査論点を一覧表の形で記載している事例、そして、新型コロナウイルス感染症の影響をKAMの対象項目として取り上げている事例(後二者は共に(株)AOKIホールディングス)である。

三井物産(株)の事例では、「将来油価前提」をKAMの選定対象としている。会計上の見積りの監査において、将来の事業の見通しが会計上の見積りの前提となっており、さらにそれが将来の油価に依存しているとの判断に基づくものと考えられる。通常、KAMの見出しは「～勘定の～に係るリスク」とする事例が多いが、KAMの選定対象を深堀していくと、こうした事項に行き着くのではないかな。その意味で特徴的な事例と考える。

続いて、個々のKAMを記載する前に、監査役等とコミュニケーションを行った主要な論点を一覧表の形で記載している(株)AOKIホールディングスの事例である。一覧表自体はKAMではないものの、KAMを選定する導入部分として、監査役等とのコミュニケーションでどのような論点があったか、KAM選定の経緯が分かるという観点で、特徴的な事例である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を取り上げた(株)AOKIホールディングスの事例では、新型コロナウイルス感染症が、監査計画、監査手続に及ぼす影響を記載している。勘定科目又は財務諸表全体に横断的に影響を与える事項を取り上げ、それが財務諸表に及ぼす影響等を勘案して監査上どのように対応するの

かという観点で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を取り上げた事例である。

このほか、研究資料では、財務諸表利用者の観点から有用と認識されたKAMの事例も取り上げている。上記の(株)AOKIホールディングスの事例のほか、無形資産の評価に関して、資金生成単位グループの使用価値の見積りにおける回収可能価額が帳簿価額を上回る余裕額を記載していた事例(住友商事(株))、有形固定資産等の減損に関するKAMの記載の中で、使用価値の見積りにおける重要な仮定として中期経営計画等を明記し、それが影響を受ける要因を具体的に記載していた事例(富士通(株))、収益認識に関する監査上の対応として、分析の実証手続とそれ以外の実証手続に分けて、比較的細かく丁寧に記載している事例(四国電力(株))の紹介を行った。



(5) 監査人が留意した事項及び認識した課題

次に、KAMの早期適用に当たって、監査人がどのような点に留意し、どのような課題を認識したかについて、石原氏から説明がなされた。

監査人がKAMの円滑な導入に向けて

留意した事項を説明する前に、逆にその導入が円滑にいかないケースを考えてみたい。例えば、3月決算の企業で、4月、5月、状況によっては有価証券報告書の開示を検討する6月に至って、監査人がKAMの草案を企業に提示した場合、企業にとってはこれがサプライズとなるかもしれない。例えば、KAMの記載に関連して、監査人から企業に対して追加の情報開示を促した場合、株主総会の準備で忙しい時期に、企業がこれを検討する時間は限られることも想定される。仮に、このような時間的な制約の下で監査人が期待するような追加の開示が間に合わなかった場合、その開示の範囲内でKAMを記載するとなると、結果的にKAMの質が低下することも考えられる。また、企業にとっても、株主総会の想定問答等を準備する中で、それまで認識していなかったKAMが突発的に発生することも避けたいと思うであろう。さらに、KAMに関連するリスクについて、KAMの開示時点で、企業側もそれ相応のリスク・マネジメントや内部統制を整備しておきたいと考えたととしても、整備が間に合わないことも考えられる。こうした事態を回避するために認識すべき事項は、スケジュール感をきちんと持つということと、企業とのコミュニケーションを適切に保つことの2点に集約されると考える。

すなわち、KAMの候補を提示及び協議し、草案の検討等を行うおおよその時期について、監査の早い段階で経営者及び監査役等と協議しておくことが重要であり、できるだけ早い段階から企業とコミュニケーションをとることがポイントであることが、監査チームからのアンケートから読み取れた。KAMの導入初期では、KAMの決定理由や監査人の対応の記載内容に関する検討、監査役等及び経営者等との協議に相応の時間を要

すると見込まれ、その過程で経営者に追加の開示を促すことがあり、また、財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに関する認識が深まる効果が期待されることから、KAMの記載に関連したコミュニケーションは監査計画の段階から始めることが大切であり、これが最大のポイントであると考えられる。

次に、コミュニケーションの時期に関しては、監査計画の説明を監査役等に行う段階からKAMとして想定しているものを伝えるだけでなく、例えば、期中における四半期ごとの報告の場や、監査役等と別途設定しているミーティング等の機会において、KAMの対象や想定する手続の変更等を伝達することが有用である。また、監査報告書の草案はできるだけ早い時期に監査役等及び経営者に提出することが有用である。KAMの強制適用年度は会計上の見積りの開示に関する会計基準が導入される初年度でもあり、これは会計上の見積りを対象とするKAMに大きく関連する開示であるため、KAMの草案を早めに企業に提示することによって、対応する注記事項のイメージを持っていただくことは、企業にとっても監査人にとってもきわめて建設的で有用であると考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、期末日後にKAMの対象項目を大幅に見直した監査チームがあった。しかしながら、こうした突発事項への対応は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、例えば、巨額な特別損失が期末直前に発生したとか、重要な後発事象が発生したとか、様々なケースが想定される。最後までKAMは変化するものであるという視点を持つことも必要であると思う。

一方、組織的監査を行う上では、監査チームだけではなく、監査法人、監査事務所にも留意すべき観点がある。早期

適用を果たした監査法人の中には、監査チームや審査担当者任せにせず、例えば、専門チームによるKAMのレビュー体制を構築したり、KAMの選定過程を適切に調書化するための審査様式等を新設していたところがあった。また、基本的な話であるが、こうしたレビューの過程で、日本語の表現や専門用語の取り違い等が発見されることもあり、KAMの草案の校正も含め、誤植等を防止する仕組みの必要性も認識された。



石原 鉄也氏

(6) 早期適用企業の認識

KAM分析チームでは、早期適用企業の監査役等や財務諸表作成責任者に対して、KAMの導入に関するアンケートを実施している。その過程で、今後の強制適用時に参考になるコメントを多数いただいております。そのいくつかについて、廣川氏と結城氏から紹介がなされた。

廣川氏 KAMを早期適用した目的と理由として、KAMの制度趣旨に基づき、監査報告書の利用者に対して監査の透明性の向上を図るために早期適用をしたとの認識が示された。併せて、監査人、監査役等及び経営者との間でコミュニケーションや議論が深まることにより、コー

ポレート・ガバナンスの強化が期待される点が挙げられていた。こうしたコミュニケーションが深まれば深まるほど、当事者間でリスク認識の共有が図られ、コーポレート・ガバナンスの強化につながるものと期待されていると思う。

KAMの導入により認識した変化及び効果としては、経営者、監査役等、監査人の間におけるコミュニケーションの深度が増したとしている。これまで社内で協議していたものを公表することになるので、正確を期すためにも必然的にコミュニケーションの深度が増したと考えられる。また、財務諸表利用者に対して、監査プロセスに関する情報を提供することによって、監査の信頼性及び透明性の向上に資することが期待されるとの回答があった。

さらに、先ほど株主総会の前に有価証券報告書を提出した企業があったとの説明があったが、これにより株主総会参加者に対して総会開催前に充実した情報提供を行うことができたとしている。

結城氏 早期適用企業の情報開示に対する認識としては、前年度と比較して、全般的に、開示情報が充実したとの回答を得ている。試行時点と比較した結果からもKAMに含まれる未公表情報は減っており、開示の充実が進んでいることが読み取れる。そして、追加的な情報開示が行われた領域としては、会計上の見積りの仮定に関連する項目が多く見受けられた。早期適用事例では、会計上の見積りを対象とするKAMが多いことから、これに対応する追加的な情報の開示も進んでいったことが読み取れる。また、KAMの記載を財務諸表利用者が十分に理解できるかどうかという観点で開示の見直しを行ったという声もあった。監査人の立場としても、利用者の目線で、読む人が分かるようにKAMを記載しないと、結局、監査の情報提供が成り立たなくな



る。監査人としてもKAMを記載する上では十分心して取りかかる必要がある。さらに、KAMの導入に伴う開示の拡充、監査人との文言の調整に相当時間を要したというコメントも見受けられるため、これらを踏まえると、先ほどから申し上げているとおり、早期の取組み、あるいは、早い段階での監査役等や経営者とのコミュニケーションが重要となってくる。

情報開示に関してもう1つ申し上げると、例えば、先ほど住友商事(株)や四国電力(株)等の事例を紹介したが、有価証券報告書の事業等のリスク又はMD&A等の記載について、2019年3月期と2020年3月期を、是非、比較していただきたいと思う。KAMの記載も参照していただくと、KAMと並行して、企業においても開示の充実への取組みが行われたことが読み取れると思う。

また、早期適用企業からは、KAMの導入の趣旨を達成するために、企業、監査人、利用者、制度のそれぞれの課題についてうかがっている。制度上の課題としては、株主総会前の株主に対するKAMの伝達、すなわち、会社法監査におけるKAMの取扱いを改めて検討する必要があるとの声がある。また、監査人の課題としては、KAMへの早期の取組みと協議、記載内容のポイラプレート化を防ぐための課題が述べられている。企業自らの課題としても、KAMへの早期の取組みや監査人とのコミュニケーションの充実が触れられている。また、監査人がKAMとして識別した事項については、経営者にも共有し、事業上のリスクと関連付けて、経営に生かすように改善すべきであるとのコメントもいただいている。翻って考えると、企業側がKAMを事業上のリスクと関連付けていくのであれば、監査人側も今一度、有価証券報告書の事業等のリスクやMD&A等を理解し、そ

れを踏まえて監査を行う、そして、KAMの記載において考慮することが有用であると思う。

最後に、利用者の課題としては、制度趣旨を正しく理解していただく必要があることが挙げられている。利用者の中には、KAMを読んでも企業が開示している情報以上の情報が得られないという不満を抱く方もいらっしゃるが、KAMはそもそも企業の開示を超える未公表情報を伝達することを主たる目的にはしていない。監査がブラックボックスにならないように、企業の監査において特に重要な事項に対する監査上の対応として、監査人がどのような監査手続を実施したのかを適切に伝達することが主目的であることを理解していただくことが必要であると感じる。

(7) 財務諸表利用者の認識

KAM分析チームでは、企業会計審議会の監査部会で、KAMの導入に関する議論に参加した財務諸表利用者に対してもインタビューを実施している。KAMに対する財務諸表利用者の認識について、中山氏から報告が行われた。

財務諸表利用者からは、KAMの早期適用事例は概ね期待どおりの記載であったとして、高い評価を得ている。監査のプロセスに係る情報は非常に興味深いものがあり、これを知ることによって企業との対話も円滑になるとのコメントをいただいている。一方、株主総会は、株主と企業との対話において非常に重要な機会であるため、株主総会前にKAMの内容を知りたいという要望は強かった。仮に、会社法の監査報告書にKAMを記載することが困難であれば、有価証券報告書を株主総会の前に提出することによって、実質的に同じ効果が得られるため、是非、企業と協議して進めていただきたい

いとの意見もあった。

KAMと関連して、財務諸表利用者からは、企業による情報開示の充実に対する期待も大きい。早期適用事例の中には、KAMと企業開示との関連が分かりにくい事例があるとのコメントがあった。また、KAMに関連する開示は、基本的には注記事項として開示されることが望ましいとの意見もいただいている。

一方、一部の早期適用事例の中には、会計基準をそのまま記載している事例が見受けられたとのコメントもあり、企業の監査に固有の状況を勘案して具体的に記載することが求められる。また、財務諸表利用者の中には、未公表情報がKAMに記載されることを期待している方々が若干存在することから、こうした利用者の期待ギャップを避けるため、KAMの制度趣旨等の十分な周知が必要であるとのコメントがあった。

4. 早期適用事例の総括/KAMの記載を有意義にするための留意点

研究資料は、KAMの早期適用事例を紹介するだけでなく、KAMの制度趣旨に照らして、有意義なKAMを導入するための提言を含んでいる。そのいくつかについて、関口氏から説明がなされた。

まずKAMの選定に関して、個別財務諸表の監査報告書において、記載するKAMがないという状況があるのかという論点がある。この点、KAM分析チームとしては、早期適用事例をみても、基本的にKAMが選定されないことはほとんどないと認識している。

次に、選定したKAMの内容・決定理由の記載においては、会計上の見積りをKAMの対象として選定しているケースが多いことを踏まえると、まず、会計上の見積りの開示に関する会計基準を踏まえて注記事項の充実に向けた適切な

対応が必要である。さらに、財務諸表利用者からは、有価証券報告書の事業等のリスクやMD&Aの記載が重要であるとの指摘がされているほか、これに加えて、KAMに対する監査役会等の対応に関する開示の充実を期待するコメントをいただいている。財務諸表利用者にとって、コーポレート・ガバナンスの機能が発揮されているかどうかは重要な評価ファクターとなっており、監査人にとっても注意が必要な領域であると考えている。

また、監査上の対応の記載については、平易かつ丁寧

に記載することが一番大切であると考えている。日本語の表現が適切でないケースや専門的な表現を使いすぎているケースがあり、分かりにくさの原因になっている。したがって、日本語として適切な表現で平易かつ丁寧に記載していく、それを通じて監査の意義等を財務諸表利用者理解していただき、監査品質に対する信頼を勝ち得ていくことが重要である。

5. 最後に

最後に各講師から、KAMの強制適用に向けて、改めて強調しておきたい留意事項が述べられた。

廣川氏 KAMは、監査報告書の中で、今まで企業と監査人の間の内部でコミュニケーションしていた事項を、企業ごとに異なった表現で記載することになる。今後、監査報告書は、監査論に詳しい人だけではなく、また、対象会社の内部用語に通じていない様々な方が読むことになるので、全ての利用者が理解可能な日本語での記述を考える必要がある。

結城氏 KAMは、監査役等とコミュニケーションを行った事項が発点となるため、KAMの選定を考慮して、必要に応じてコミュニケーション事項を充実させることが適切である。また、企業が事業



上のリスクとして何を想定しているのかについて、有価証券報告書の記述情報等も理解しながら、KAMを絞り込むことが重要である。さらに、企業と監査人以外の第三者にもKAMの記載内容が理解可能かどうか、日ごろの監査の目線から一歩離れて確認し、利用者の目線からKAMを記載することが必要であると感じる。

中山氏 企業との協議は、可能な限り前倒しし、頻度高く実施できるようにスケジュールを組むことが重要である。あらかじめ想定した回数や時間だけでKAMの記載内容や企業の開示内容を協議して結論付けることは、特に適用初年度は困難が予想される。KAMの記載と企業の情報開示は密接な関係にあるため、状況によっては、財務諸表の注記事項を増やすのか、前段の記述情報を充実させるのか、記述情報を経営部門以外の部署が担当する場合にどのように協議して対応を図るのか等の想定していなかった課題が生じることがあるため、企業とのスケジュール管理が重要であるとする。

関口氏 海外の方々と会話する機会が多いが、KAMに対する利用者からの評

価は国によって様々である。日本では、利用者から多くのフィードバックをいただいている。KAMに対する期待は大きいと感じている。KAMの導入は、監査人にとっても監査品質に対する信頼を勝ち得る機会であるので、しっかり対応を図っていきたいと考えている。

石原氏 早期適用した全てのKAMを拝見したが、企業の規模にかかわらず各監査人の努力を感じることができた。KAMと企業の情報開示を併せて読んだ際に、企業が認識しているリスクに対して、どのような

リスク・マネジメントを行い、その上で、どのような会計上の論点があるのかが、セットで理解できる事例が非常に印象深く、KAMの好事例であると感じた。改めて感じるのは、KAM単独ではなく、企業の情報開示と併せて読まれることを意識することにより、KAMと開示の内容が共に良いものになり、結果として、利用者の期待を満たすことが可能になるということだ。

最後に志村氏から、KAMの円滑な導入に向けて、企業の監査役等そして経営者との協議も含め、一層の準備を進めていただきたいとの挨拶があり、本セミナーは閉会された。

※本セミナーを受講し単位付与された方は、CPE指定記事での単位付与対象にはならないため申しないでください。

*法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J 0 3 0 4 9 5



研修コード 3 1 0 7

履修単位 1 単位